

# 赤ちゃんが産まれたら、こんな手当があります！

## 児童手当

15歳到達後最初の3月31日（中学校3年生修了）までの国内に居住する児童を養育している方に、前年1年間の所得額に応じて、児童手当（特例給付を含む。）が支給されます。

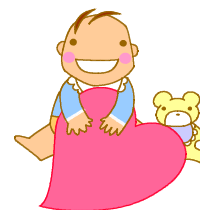
### ○ 児童手当の額（月額）

#### ① 所得制限限度額未満である方

・ 0～3歳到達月（一律）	15,000円/人
・ 3歳～小学校修了前（第1子、第2子）	10,000円/人
//                    （第3子～）	15,000円/人
・ 中学生（一律）	10,000円/人

#### ② 所得制限限度額以上である方（特例給付）

・ 支給対象児童（一律）	5,000円/人
--------------	----------



### ○ 支給要件

#### ① 監護・生計要件

##### ・ 職員が児童の父母の場合

児童を監護（監督・保護）し、かつ児童と生計を同一（児童との間に生活の一体性があるなど）にしていること。

〔※ 父母いずれかのうち、児童の生計を維持する程度の高い方に支給資格があります。（通常は父母のうち恒常的に年間所得額が多い方に支給資格があります。）〕

##### ・ 職員が児童の父母でない場合

児童を監護（監督・保護）し、かつ児童の生計を維持（生活費の大半を負担するなど）にしていること。（里親である場合は、居住の市町村での手続きが必要です。）

#### ② 所得要件

次頁の所得制限限度額表により計算した所得額が、扶養親族及び扶養対象配偶者の数に対応する所得制限限度額未満であるか否かにより、手当の額が異なります。

### ○ 支給期間・支給月

支給期間は、認定の請求をした日の属する月の翌月から、15歳到達後最初の3月31日までとなり、毎年、支給期に当たる2月、6月、10月の給与支給日にそれぞれの月の前月分までが、まとめて支給されます。

### ○ 受給手続

出生等により、児童を養育することとなった場合は、速やかに、所属所にて請求手続を行ってください。

〔※ 出生日が月末近くの場合は、やむを得ず請求手続きが翌月になることが想定されることから、出生の翌日から起算して15日以内に請求すれば、出生日の翌月分から手当を受給することができます。〕

- 請求様式
  - ・ 児童手当・特定給付 認定請求書  
 ( 児童手当を受給されていない方が子の出生等により新たに児童手当の受給手  
 続きをする場合 )
  - ・ 児童手当・特例給付 額改定請求書  
 ( 既に児童手当を受給中の方が、第2子以降の出生等により手当額を増額する  
 場合 )
- 添付書類 世帯全員の住民票記載事項証明書もしくは世帯全員分の住民票 ( 緑柄の記載されたもの )  
 請求者の所得に関する証明書 ( 児童手当用 )  
 配偶者の所得に関する証明書  
 ( 税法上の控除配偶者となっている場合や、健康保険の被扶養者となっ  
 ている場合など、双方の収入の状況が明らかな場合は、不要です。 )

## 所得制限限度額表

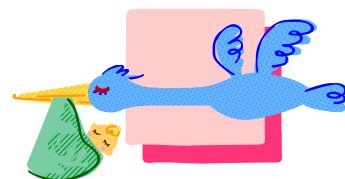
### ▷ 所得額の計算方法

$$\underbrace{\text{所得額}}_{\substack{\text{届出書等の} \\ \text{「所得の状況」} \\ \text{欄に転記}}} = \underbrace{\text{総所得金額}}_{\substack{\text{課税証明書の} \\ \text{「〇年分所得の金額」} \\ \text{の額 ※}}} - 80,000\text{円 (一律)} - \text{控除対象一覧 (下表) の控除金額}$$

※譲渡所得は、各種特別控除前の額で計算

#### < 控除対象一覧 >

控 除 項 目	控 除 す る 額
雑損控除	当該控除相当額
医療費控除	当該控除相当額
小規模企業共済等掛金控除	当該控除相当額
障害者控除 (1人につき)	270,000 円
特別障害者控除 (1人につき)	400,000 円
寡婦 (夫) 控除	270,000 円
特別寡婦控除	350,000 円
勤労学生控除	270,000 円



課税証明書の控除額とは金額が異なる場合があるので注意

### ▷ 所得制限限度額

扶養親族及び扶養対象配偶者数	所 得 額
0 人	622万円
1 人	660万円
2 人	698万円
3 人	736万円
4 人 以 上	1人につき38万円を加算

- 老人扶養親族又は老人控除対象配偶者がある場合には、1人につき6万円を表中の金額に加算します。
- 扶養親族の数は課税証明に記載の人数になります。結婚、出生、就職などにより年度途中で扶養親族の数に異動があっても、児童手当上の扶養親族数には変更ありません。

▷ (参考) 所得制限限度額を判定する年



平成27年	6 ~ 12月	} 26年所得で判定(27年度課税所得)
平成28年	1 ~ 5月	
	6 ~ 12月	27年所得で判定(28年度課税所得)

**扶養手当**

扶養親族に認定された場合に支給されますが、次の方は教職員の扶養親族とすることができません。

- ・ 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている方
- ・ 向こう1年間の推定所得が130万円程度(給与所得の場合は月額108,333円)以上である方

扶養手当の額：配偶者以外の扶養親族 月額6,500円(参考:配偶者の場合は月額13,000円)

ただし、配偶者がいない場合は、うち1人について月額11,000円

〔※ 上記に加えて、子が16歳になる年度当初から、満22歳になる年度末までの間にある子は、上記の額に1人につき5,000円を加算した合計額が支給されます。〕

支給期間・支給月：事実の生じた日の属する月の翌月(事実の生じた日が月の初日の場合、その日の属する月)から満22歳到達後の最初の3月31日までとなり、各月分を給料日に支給

〔例1 7/20出生 8/2 届出受理 支給開始 8月分~  
例2 7/1 出生 7/10届出受理 支給開始 7月分~〕

手 続：扶養親族届を事実の生じた日から15日以内に校長へ提出(事実の生じた日から15日を経過して提出した場合、支給開始対象は事実の生じた日の翌々月分からとなる場合があります。)

〔例 7/15出生 8/2届出受理 支給開始 9月分~〕

届 出 様 式 等：様式…扶養親族届

添付資料(子を扶養する場合)

- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ 民間その他から扶養手当に相当する手当を支給されていないことを証する書類
- ・ その他必要とする書類(上記の書類だけで扶養親族の認定を行えない場合)

ポ イ ン ト ①夫婦ともに府職員の場合など、扶養親族でない配偶者が育児休業のため無給となることで、向こう1年間の年間所得(育児休業手当金を含む)が130万円程度未満と見込まれる場合は扶養親族として認定できますので、配偶者が育児休業を取得される場合は、事務室給与担当者等に事前にご相談ください。

# 休暇や休業制度を利用したとき、給与の支給は？

産前産後休暇や育児休業などを利用したときの給与の支給は、次のようになります。

区 分	月 例 給 与	期末手当		勤勉手当		退職手当
		基準日に 休務して いる場合	在職期間 からの除算	基準日に 休務して いる場合	勤務期間か らの除算	在職期間 からの除算
特別休暇	有 給	支 給 可	除算なし	支 給 可	除算なし	除算なし
育児休業	無 給 (P16参照)	支給不可 (※1)	休業期間の 1/2を除算 (※2)	支給不可 (※1)	全期間を除算	休業期間の一部 を除算(※3)
部分休業	減 額 (P17参照)	支 給 可	除算なし	支 給 可	除算なし	除算なし
育児短時 間勤務	勤務時間 按分(P17参照)	支 給 可	勤務時間の短縮 分の1/2を除算	支 給 可	勤務時間の短 縮分を除算	育児短時間勤務の 期間の1/3を除算

(※1) 直前の基準日の翌日(①)から基準日(②)までの間に勤務した期間がある教職員は除きます。

支 給 日*	① 直前の基準日の翌日	② 基準日	*支給日は、土日、祝日と 重なった場合、別の日となり ます。
6月30日	前年の12月2日	6月1日	
12月10日	6月2日	12月1日	

(※2) 休業期間が1箇月末満の場合は除算しません。

(※3) 休業期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日までの期間については、1/3を除算し、それ以降の期間については、1/2を除算します。

## 育児休業中の給与について

育児休業を取得した場合は、給与は支給されません。

ただし、月途中で育児休業を始めたり、育児休業が終了して職務に復帰した場合には、その月の給料について、日割計算により一部が支給されます。

**日割計算が必要なもの：**給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、  
単身赴任手当、特勤勤務手当、へき地手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当

(注)引き続き16日以上勤務しなかった場合は、定時制通信教育手当及び産業教育手当は非支給

(参考)

通勤手当(2以上の月にわたり育児休業する場合)

月の途中で休業したとき…休業を開始した日の属する月まで支給

月の途中で復職したとき…職務に復帰した日の属する月の翌月から支給。ただし、産後休暇に引き続き育児休業をした場合は、職務に復帰した月から支給

### 〈日割計算の方法(給料月額の場合)〉

日割計算は、その給与期間の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として行います。

$$\text{給料月額} \times \frac{\text{勤務日(祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等を含む.)}}{\text{月の現日数} - \text{*週休日}}$$

\*週休日とは、正規の勤務時間を割り振らない日です。(一般的には土日)

\*日割計算した額に端数が生じた場合、1円未満の端数を切り捨てます。

**P19参照**

## 育児部分休業中の給与について

部分休業を取得し、勤務しなかった時間については、次のとおり給料及び地域手当が減額されます。

### ア 減額される給与額…(A)

勤務1時間当たりの給与額 × 勤務しなかった時間

※減額対象となる給与は、給料の月額(3級に加算される額及び給料の調整額を含む。)

及びこれに係る地域手当です。教職調整額は減額されません。

### イ 減額の限度額

給料の月額及びこれに係る地域手当の合計額を限度に減額されます。

また、休日のない月の全部を勤務しなかったときは、ア及びイにかかわらず、給料の月額及びこれに係る地域手当の全額が減額されます。

### ウ 減額の時期

その月の減額分が翌月の給与から減額されます。

P19参照

## 育児短時間勤務職員の給与について

育児短時間勤務職員の給与については、次のとおり支給されます。

### ア 給料月額：勤務時間に応じて定められる額

(給料月額) ×  $\frac{\text{育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間(19時間25分~24時間35分)}}{38時間45分}$

### イ 1週間当たりの勤務時間に応じた額とするもの

給料の調整額、教職調整額、地域手当、特勤手当、へき地手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

### ウ フルタイム勤務時と同額を支給するもの

扶養手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当

### エ その他

通勤手当：原則フルタイム勤務時と同様に支給。ただし、交通用具に係る手当は、平均1カ月当たりの通勤所要回数が14回以下となる場合は手当額の2/3を支給。

時間外勤務手当：原則フルタイム勤務職員と同様に勤務実績に応じて支給。ただし、1日

7時間45分までの支給割合は100/100

P19参照

## <計算例>

### 月途中からの育児休業計算例

例：平成27年5月20日から育児休業を開始した場合の5月分の給料の日割り支給額

- ①5月の現日数 31日
- ②5月の週休日 10日 (2・3・9・10・16・17・23・24・30・31日)
- ③現日数－週休日 21日 (①31日－②10日)
- ④5月の給料月額 353,900円 (例・教育職給料表(2)2級69号給)
- ⑤勤務した日数(日割) 13日 (5月1日～5月19日 ※週休日を除く)

5月分の日割り支給額

$$\textcircled{4}353,900\text{円} \times \frac{\textcircled{5}13}{\textcircled{3}21} = 219,080\text{円} \frac{95}{100} \rightarrow \underline{\underline{219,080\text{円} (1\text{円未満切捨て)}}$$

扶養手当、地域手当等についても、同様に計算します。

### 部分休業の給与の減額計算例

例1：給料月額①211,600円、地域手当②10,580円(給料月額×5%)、1週間38時間45分勤務の教職員が、月に③4時間、部分休業(P8)をした場合の給与の減額

1時間当たりの給与額

$$\frac{(\textcircled{1}211,600\text{円} + \textcircled{2}10,580\text{円}) \times 12}{38.75 \times 52 - 7.75 \times 19} = \textcircled{4}1,427\text{円} \frac{47}{100} \quad (\text{小数点第3位以下切捨て})$$

減額される給与額

$$\textcircled{4}1,427\text{円} \frac{47}{100} \times \textcircled{3}4\text{時間} = 5,709\text{円} \frac{88}{100} \rightarrow \underline{\underline{5,709\text{円} (1\text{円未満切捨て)}}$$

### 育児短時間勤務教職員の給与月額の計算例

例：育児短時間勤務(1日当たり4時間55分勤務(1週間①24時間35分勤務))した場合の給料月額

(給料月額②211,600円)

$$\textcircled{2}211,600\text{円} \times \frac{\textcircled{1}24\text{時間}35\text{分}}{38\text{時間}45\text{分}} = \underline{\underline{134,240\text{円}}}$$

**自分で計算してみましょう！**

**月途中から(まで)の育児休業計算例**



- ①日割計算月の現日数 日
- ②日割計算月の週休日 日
- ③現日数－週休日 日
- ④日割計算月の給料月額 円
- ⑤勤務した日数(日割) 日

日割計算月分の日割り支給額

$$\text{④ 円} \times \frac{\text{⑤}}{\text{③}} = \text{円} \rightarrow \underline{\underline{\text{円}}}$$

(1円未満切捨て)

扶養手当、地域手当等についても、同様に計算します。

**部分休業の給与の減額計算例**

例1：給料月額① 円、地域手当② 円(給料月額× %)、1週間38時間45

分勤務の教職員が、月に③ 時間、部分休業(P8)をした場合の給与の減額

1時間当たりの給与額

$$\frac{\text{① 円} + \text{② 円}}{38.75 \times 52 - 7.75 \times 19} \times 12 = \text{④ 円}$$

(小数点第3位以下切捨て)

減額される給与額

$$\text{④ 円} \times \text{③ 時間} = \text{円} \rightarrow \underline{\underline{\text{円}}}$$

(1円未満切捨て)

**育児短時間勤務教職員の給与月額計算例**

例：育児短時間勤務((1週間① 時間 分勤務))した場合の給料月額

(給料月額② 円)

$$\text{② 円} \times \frac{\text{① 時間 分}}{38 \text{時間} 45 \text{分}} = \underline{\underline{\text{円}}}$$